

児童養護施設等退所者に対する奨学金の寄付について

● 制度創設の趣旨

保護者からの虐待など様々な事情で児童養護施設等に入所している子どもたちは、基本的に18歳になると就職や進学により自立することが求められます。

児童養護施設等を退所する子どもたちの中には、学費負担など経済的な事情で進学をあきらめざるを得ない場合も見られます。

こうした子どもたちの進学を社会全体で支援していくため、給付型の奨学金制度を創設しました。



● 制度概要

■ 制度対象者

児童養護施設等や里親のもとで生活している子どもで、大学、短期大学、専修学校等に進学する者

■ 給付額

一人あたり年額30万円

● 寄付について

奨学金の寄付については、千葉県社会福祉協議会で受け付けています。

下記のQRコードを読み取っていただき、ホームページから、お申込みください。

なお、ホームページからのお申込みが難しい場合については、申込書を郵送しますので、電話にてご連絡ください。

お問い合わせ先 千葉県社会福祉協議会 総務部 総務班

TEL: 043-245-1101

H P: http://www.chibakenshakyo.com/000kifu_page2023.php



● 寄付お願いのメッセージ

児童養護施設で生活している子どものうち、令和3年度は48名が高校を卒業しましたが、そのうち大学や専修学校等に進学したのは19名で、進学率は39.5%でした。これは、千葉県内の高校生全体の進学率83.9%と比較すると、半分以下ということになります。

児童養護施設等や里親のもとで生活している子どもの多くは、親からの経済的な援助を受けることは難しいことから、県では、自立後の住居、生活、学習などに対する支援を強化しているところですが、それでも経済的な事情で進学をあきらめざるを得ない場合があります。

このような子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長していけるように、また、将来のために学ぶ機会を確保するために、社会全体で支えるための仕組みとして、民間資金を活用した給付型の奨学金制度を創設しました。

制度の趣旨をご理解いただき、皆さまのご協力をお願いします。



健診は毎年受けましょう！

多くの市町村や事業所で、特定健診の始まっている季節です。
40～74歳の方は特定健診、75歳以上の方は後期高齢者健診の対象です。

生活習慣病はほとんど自覚症状がないまま進行します。年1回は健診を受けることが、生活習慣を見直すチャンスになります。

高血圧や糖尿病等で治療を受けている方も、年1回は健診で健康状態を確認しましょう。

健診の案内は、加入している医療保険者から通知されます。



—お問い合わせはご加入の健康保険の医療保険者へ—

特定健診・特定保健指導について

千葉県HP ▶ <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/seikatsushukan/tokuteikenshin.html>



お問い合わせ 千葉県健康づくり支援課 TEL 043-223-2405

認知症のことでお悩みではありませんか？

もし、あなたやあなたのご家族の方の認知症のことでお悩みでしたら独りで抱えこまず、身近な人や相談窓口にご相談してみましょう。

県では、認知症でお悩みの方の相談窓口として「ちば認知症相談コールセンター」を開設し、また、若年性認知症でお悩みの方の専用相談窓口として「千葉県若年性認知症専用相談窓口」を開設しています。

介護経験者や専門職のスタッフが相談にお応えしますので、ぜひご利用ください。



ちば認知症相談コールセンター	相談日時	電話相談 月・火・木・土曜日
	面接相談	金曜日(要予約) 10時～16時(祝日・年末年始を除く)
	場所	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館5階 513号室
	電話	043-238-7731(なやみなんでもみんないっしょに) (短縮ダイヤル) #7100(プッシュ回線の固定電話のみ)
千葉県若年性認知症専用相談窓口	相談日時	電話及び面接相談 月・水・金曜日(面接相談は要予約) 9時～15時(祝日・年末年始を除く)
	場所	千葉大学医学部附属病院
	電話	043-226-2601

お問い合わせ 千葉県高齢者福祉課 TEL 043-223-2237